令和6年度（令和7年度～　設置分）

公共施設における
自動販売機設置事業者募集要項

岡　崎　市

公募概要

1 公募物件

物件一覧表及び物件調書のとおり

2 応募資格

次の要件の全てを満たす者であること。

(1) 自動販売機による飲料又は食品の販売及び自動販売機の管理を自ら行う法人であること。(岡崎市入札参加資格者名簿の登録の有無は問いません。)

(2) 地方自治法施行令第 167 条の4第1項に該当しないこと。

(3) 市税等の滞納がないこと。

(4)「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除指導を受けていないこと。

なお、既に実施された本市の公共施設における自動販売機設置事業者募集において、設置事業者に決定しながらその契約期間中に中途解約を行った者は、直近に行われる当該物件の公募には参加できません。ただし、市が中途解約にやむを得ない理由等があると認める場合は、この限りではありません。

3 応募条件

物件調書、仕様書及び目的外使用許可書(案)に記載のとおり。提案者は、必ず事前に現地確認を行い、施設及び物件調書の条件に関して疑義がある場合は所管課に問い合わせを行ってください。

4 応募手続

⑴ 提出書類

ア 公募参加申込書兼誓約書(1法人につき1枚 別紙様式1)

イ 見積書(物件ごとに1枚 別紙様式2 ※様式中に記載例がありますのでよくご確認ください。)

※様式は市ホームページからダウンロード可能です。ア、イを1通の封筒にまとめて提出していただいて構いません。

⑵ 受付期間・提出先

令和7年2月13 日(木)午後5時 15 分まで

郵送可(上記日時必着)。直接提出の場合は上記期間中の土・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けを行います。

〔宛先:〒444－8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所行政経営課行政改革係〕

5 選定候補者の決定

本市が定めた最低使用料以上の額で、最も高額な年間使用料を見積もった者を選定候補者とします。

最高の応募価格が2者以上ある場合は、職員によるくじ引きにより選定候補者を決定します。

応募の結果は令和7年2月17 日(月)に市ホームページで公表します。

※選定候補者には、個別に結果を連絡します。

6 見積書提出の無かった物件の取扱い

見積書提出の無かった物件については原則、先着順にて選定候補者を決定します。

先着順による申込みは、令和7年2月18日(火)午前9時から受付を行います。(見積書提出の無かった物件については、令和7年2月17 日(月)以降、財務部行政経営課に問い合わせてください。)

先着順による使用許可における使用料の額は、最低使用料とします。

7 審査

選定候補者は令和7年3月7日(金)までに次の審査書類を提出してください(郵送可)。審査結果は3月中旬までに通知します。

[審査書類]

名　称	必 要 部 数
役員名簿(別紙様式3)	各1部(原本) ※コピー不可
会社法人用全部事項証明書(履歴事項証明書は現在事項証明書)	
市税等納税証明書　※国税、県税は不要	

・証明書は発行日から3箇月以内のものに限る。

・市税等の納税証明書について

市内の者…本市のもの(東庁舎3階納税課で「滞納のない証明」と申請)

市外の者…所在地等のもの(所在地の役所で「滞納のない証明」と申請)

※ただし、本市において、下記の市税に該当する税の課税がある場合は本市のものも必要です。

●市税の種類

法人市民税　法人の所得に対してかかる法人税に基づいてかかる税
固定資産税　土地・家屋・償却資産に対してかかる税
軽自動車税　原動機付自転車やオートバイ、軽自動車、小型特殊自動車などにかかる税

8 設置

上記の審査に合格した者のみ、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受け、設置を行うことができます。設置日までに行政財産目的外使用許可申請書(別紙様式4)を提出し、行政財産目的外使用許可書(別紙様式5)の交付を受けてください。

ただし、物件番号9，10、11については、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設設置許可により行います。必要な手続及び提出書類等が異なるため、詳細は担当課に問い合わせてください。

設置にあたっては、事前に日時等を施設管理者と協議し、令和7年4月1日(火)から同月30日(水)までに完了するものとします。(施設の閉館日等は設置できない場合があるため、注意してください。)転倒防止措置等を取るなど、安全面に十分に配慮してください。

自動販売機設置仕様書

岡崎市が公募により自動販売機設置事業者（以下「設置者」という。）を選定し行う自動販売機の設置については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

なお、この仕様書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令、都市公園法、岡崎市予算決算及び会計規則、岡崎市公有財産管理規則、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例、岡崎市都市公園条例及び岡崎市都市公園管理規則の定めるところによって処理するものとする。

1　使用の範囲

使用の範囲には、回収ボックス（ごみ箱）設置スペースを含むものとする。

2　使用料の納付方法

使用料の納付は、年度毎に年度額を一括で前納するものとする。

3　費用負担

（1）自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置者の負担とする。

（2）光熱水費等の維持管理費は、設置者が負担するものとする。ただし、物件調書等において個別に条件のあるものについてはこの限りでない。

4　利用上の制限

（1）販売品目は物件調書に記載のあるものとし、酒類及びタバコの販売は行わないこと。

（2）自動販売機は、物件ごとに指定されたタイプを設置すること。なお、設置する自動販売機の高さは原則 2.0m未満とするが、個別に条件のあるものについてはこの限りでない。

（3）設置機器は、省電力タイプのものを採用すること。

（4）商品補充、自動販売機維持管理等のための車両は、施設管理者の指定する場所へ駐車すること。

（5）販売価格は通常市販価格を超えてはならない。

（6）販売した商品の容器は、設置者の責任で回収すること。また、設置者は容器ごとに分別回収可能な回収ボックスを設置すること。

（7）上記以外に別途条件が付されている場合はそれに従うこと。

5　維持管理

（1）商品補充、容器回収、金銭管理等、自動販売機の維持管理は設置者が行うこと。

（2）自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、本体に連絡先を明記し、設置者の責任において対応すること。

（3）設置者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。

(4)商品の具体的な構成及び商品補充・容器回収頻度については、設置者決定後、施設管理者と協議して決定することとする。ただし、当該施設の良好な運営のため、施設管理者より商品補充・容器回収の要請があった場合は、設置者は別途対応すること。

(5)関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延なく手続きを行うこと。

(6)節電等、市又は施設管理者が行う各種取り組みに協力すること。

(7)市からの求めに応じて、自動販売機別の月毎販売個数を報告すること。

6 廃棄物の処理

(1)使用済容器については、設置者の責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)その他関係法令に基づき適正処理を行うこと。

(2)使用済容器の処理に関する費用は、設置者の負担とする。

7 届出事項

次の各号のいずれかに該当するときは、設置者は書面により速やかに市に対して届け出ること。

(1)本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更のあったとき。

(2)地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。

(3)本許可に伴い設置される自動販売機の機器変更を行うとき。

8 その他

(1)各物件の個別に係る条件については、物件調書の内容によるものとする。ただし、調書に図示した設置場所は目安であるため、実際の設置場所は現地の状況に応じて所管課担当者と協議のうえ決定するものとする。

(2)市が、許可の期間中に、当該施設内において、他の自動販売機又は売店等の販売施設の新設を行った場合であっても、本仕様に基づく許可は当初の条件どおり継続するものとし、使用料の変更は行わないものとする。

物件一覧表

物件番号	施設名	施設内設置場所（詳細は図面参照）	屋内・屋外	タイプ	所管課	連絡先
1	福祉会館6階	エレベーター横	屋内	飲料（缶・PETボトル）	庁舎車両管理課	0564-23-6056
2	西庁舎地下１階	フリースペース（Ｂ）	屋内	飲料（カップ）	庁舎車両管理課	0564-23-6056
3	名鉄矢作橋駅南口駐輪場	出入口付近	屋外	飲料（缶・PETボトル）	防犯交通安全課	0564-23-6277
4	南部市民センター（分館）	玄関横	屋外	飲料（缶・PETボトル）	生涯学習課	0564-23-3252
5	岩津市民センター	玄関横	屋外	飲料（缶・PETボトル）	生涯学習課	0564-23-3252
6	美術館	東館南屋外トイレ前	屋外	飲料（缶・PETボトル）	美術館	0564-51-4280
7	廃棄物再生利用施設	リサイクルプラザ棟玄関前	屋外	飲料（缶・PETボトル）	清掃施設課	0564-27-7153
8	東海道藤川宿　駐車場	トイレ西側	屋外	飲料（缶・PETボトル）	まちづくり推進課	0564-23-7240
9	東公園	動物園	屋外	飲料（缶・PETボトル）	公園緑地課	0564-23-7406
10	東公園	動物園	屋外	アイスクリーム	公園緑地課	0564-23-7406
11	東公園	あにも前遊具広場	屋外	飲料（缶・PETボトル）	公園緑地課	0564-23-7406
12	土井住宅	集会所北側	屋外	飲料（缶・PETボトル）	住宅計画課	0564-23-6322
13	市立看護専門学校	１階廊下	屋内	飲料（缶・PETボトル）	市立看護専門学校	0564-23-2951
14	中消防署花園出張所	１階廊下	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	0564-21-9836
15	東消防署形埜出張所	１階食堂	屋内	飲料（缶・PETボトル）	消防本部総務課	0564-21-9836

物件調書

物件番号　1

施設名	福祉会館 6 階		
施設内設置場所	エレベーター横 （屋内）		
所在地	朝日町3丁目2番地		
所管課・連絡先	庁舎車両管理課　連絡先：0564-23-6056　担当：松木　ゆみ		
自動販売機のタイプ	飲料（缶・PET ボトル）　台数：1 台		
最低使用料（年額）	67,680 円（税込）		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日　～　令和 10 年 3 月 31 日		
売上実績 （本 or 杯 or 個）	令和4年度（4 月～3 月）	令和5年度（4 月～3 月）	令和6年度（4 月～12 月）
	7483	8308	5871
その他条件、特記事項等 ・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。			

●設置場所図面

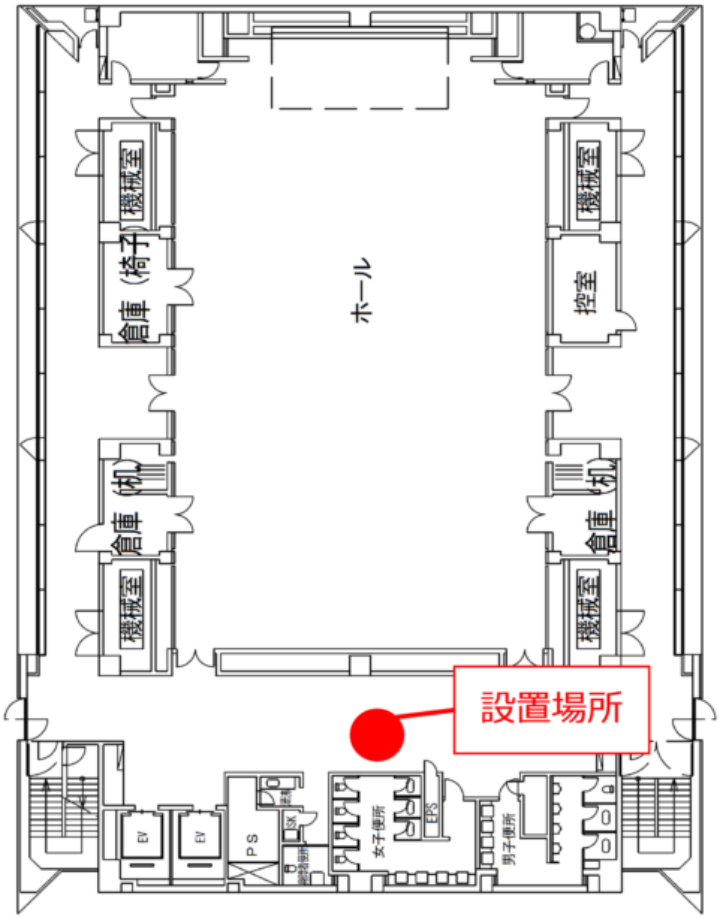

物件番号　2

施設名	西庁舎地下1階		
施設内設置場所	フリースペース(B)（屋内）		
所在地	十王町二丁目9番地		
所管課･連絡先	庁舎車両管理課　連絡先:0564-23-6056　担当:松木　ゆみ		
自動販売機のタイプ	飲料(カップ)　台数:1 台		
最低使用料(年額)	67,680 円(税込)		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日　～　令和 10 年 3 月 31 日		
売上実績 (本 or 杯 or 個)	令和4年度_(4 月～3 月)	令和5年度_(4 月～3 月)	令和6年度_(4 月～12 月)
	2582	2683	設置なし
その他条件、特記事項等 ･光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。			

●設置場所図面

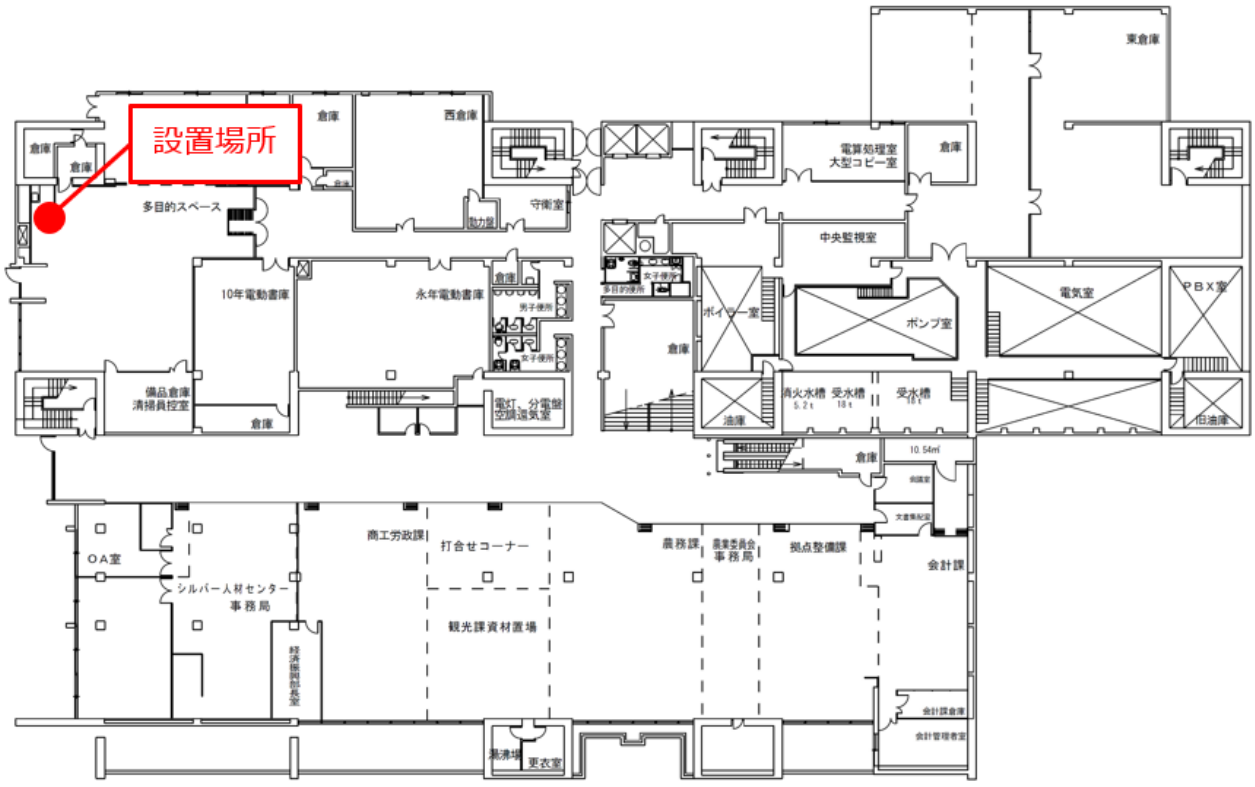

物件番号 3

施設名	名鉄矢作橋駅南口駐輪場		
施設内設置場所	出入口付近 （屋外）		
所在地	矢作町字馬乗8番地1		
所管課・連絡先	防犯交通安全課 連絡先：0564-23-6277 担当：天野 裕太		
自動販売機のタイプ	飲料（缶・PET ボトル） 台数：1 台		
最低使用料（年額）	67,680 円（税込）		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日		
売上実績	令和4年度（4 月～3 月）	令和5年度（4 月～3 月）	令和6年度（4 月～12 月）
（本 or 杯 or 個）	1863	1907	941（※8 月まで）
その他条件、特記事項等 ・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。			

●設置場所図面

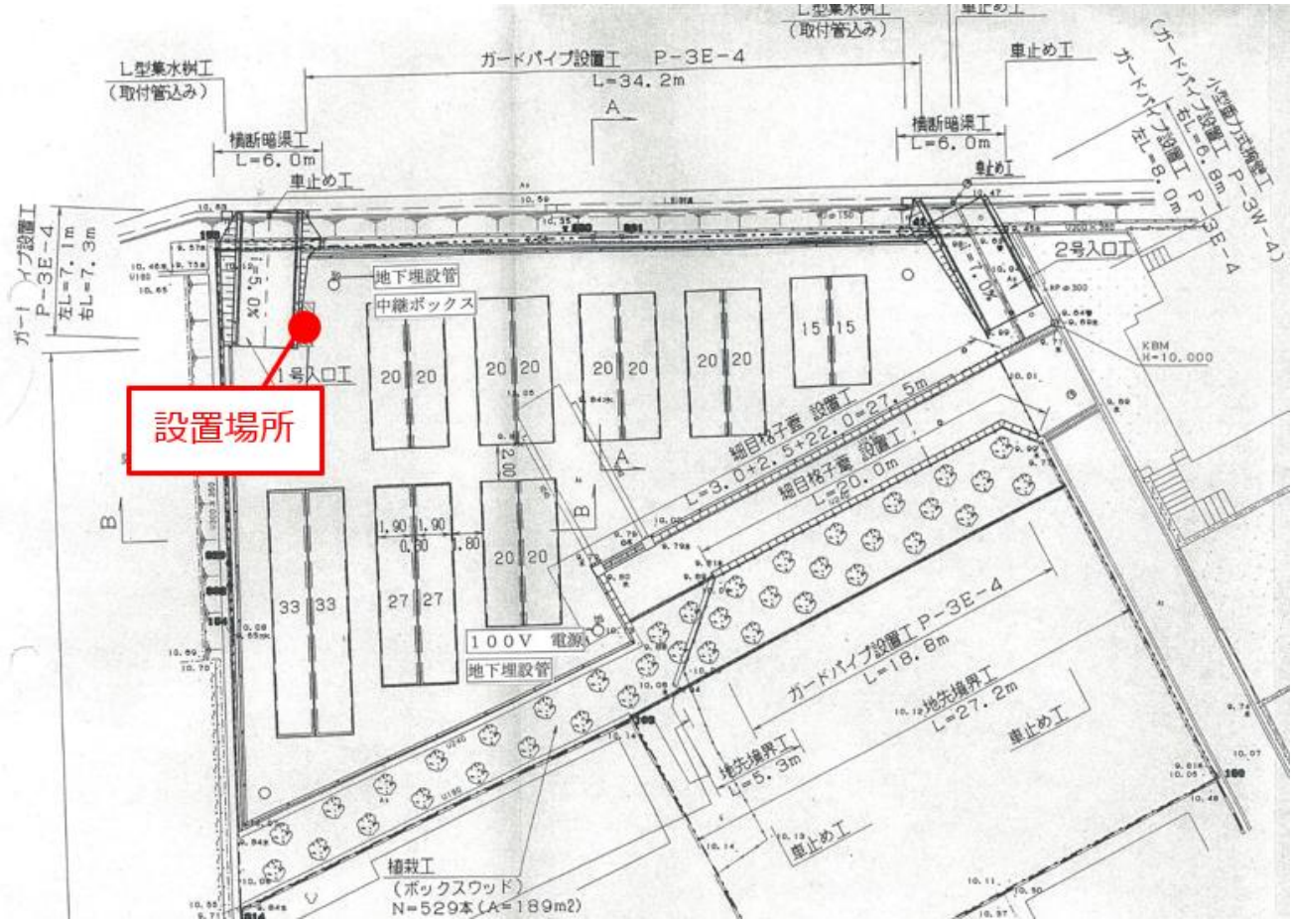

物件番号 4

施設名	南部市民センター(分館)		
施設内設置場所	玄関横 (屋外)		
所在地	羽根西新町5番地3		
所管課・連絡先	生涯学習課 連絡先:0564-23-3252 担当:鹿嶋 俊徳		
自動販売機のタイプ	飲料(缶・PET ボトル) 台数:1 台		
最低使用料(年額)	67,680 円(税込)		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日		
売上実績 (本 or 杯 or 個)	令和4年度_(4 月～3 月)	令和5年度_(4 月～3 月)	令和6年度_(4 月～12 月)
	1365	1546	598(※8 月まで)
その他条件、特記事項等 ・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。 ・災害ベンダー機能付き自動販売機にしてください。(鍵を市に提供し、災害時は鍵を開けてフリーベンダー状態となるものとしてください。なお、その際に提供された飲料の費用は設置者の負担とします。)			

●設置場所図面

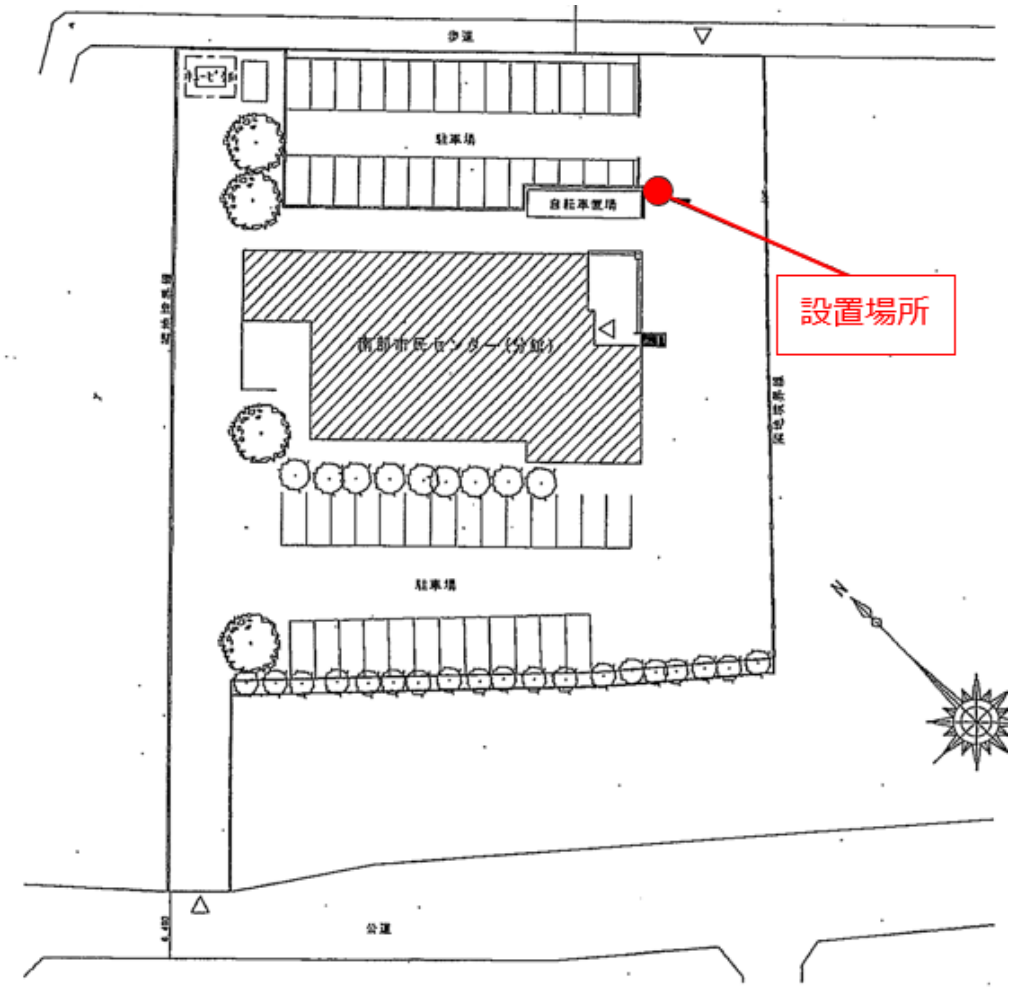

物件番号　5

施設名	岩津市民センター		
施設内設置場所	玄関横（屋外）		
所在地	岩津町字檀ノ上 26 番地2		
所管課･連絡先	生涯学習課　連絡先:0564-23-3252　担当:鹿嶋　俊徳		
自動販売機のタイプ	飲料(缶･PET ボトル)　台数:1 台		
最低使用料(年額)	67,680 円(税込)		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日　～　令和 10 年 3 月 31 日		
売上実績 (本 or 杯 or 個)	令和4年度_(4 月～3 月)	令和5年度_(4 月～3 月)	令和6年度_(4 月～12 月)
	1838	1999	1099
その他条件、特記事項等 ･光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。			

●設置場所図面

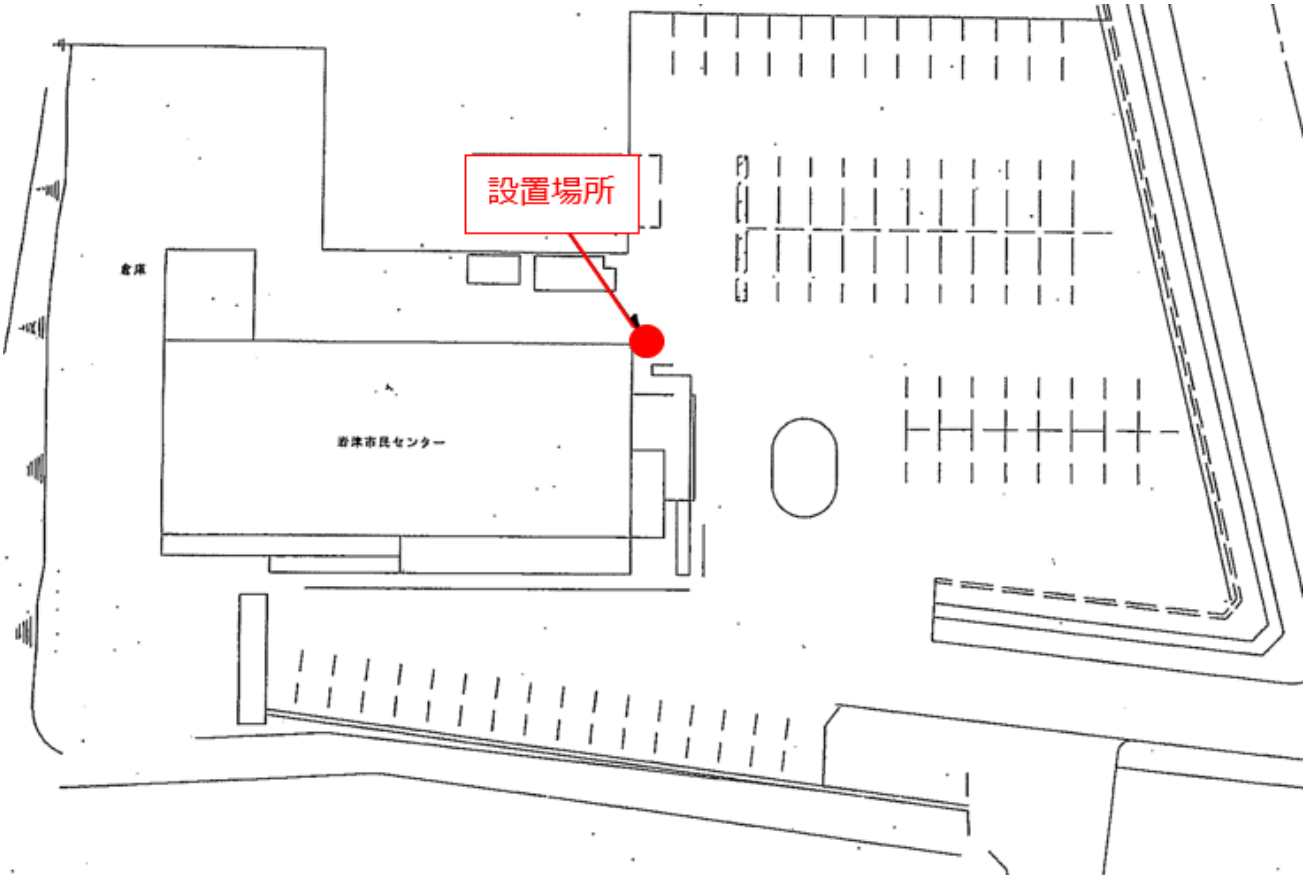

物件番号　6

施設名	美術館		
施設内設置場所	東館南屋外トイレ前 （屋外）		
所在地	明大寺町茶園 11 番地 3		
所管課・連絡先	美術館　連絡先：0564-51-4280　担当：鈴木　庸三		
自動販売機のタイプ	飲料（缶・PET ボトル）　台数：1 台		
最低使用料（年額）	67,680 円（税込）		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日　～　令和 10 年 3 月 31 日		
売上実績 （本 or 杯 or 個）	令和4年度（4 月～3 月）	令和5年度（4 月～3 月）	令和6年度（4 月～12 月）
	1883	1995	1687
その他条件、特記事項等 ・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。			

●設置場所図面

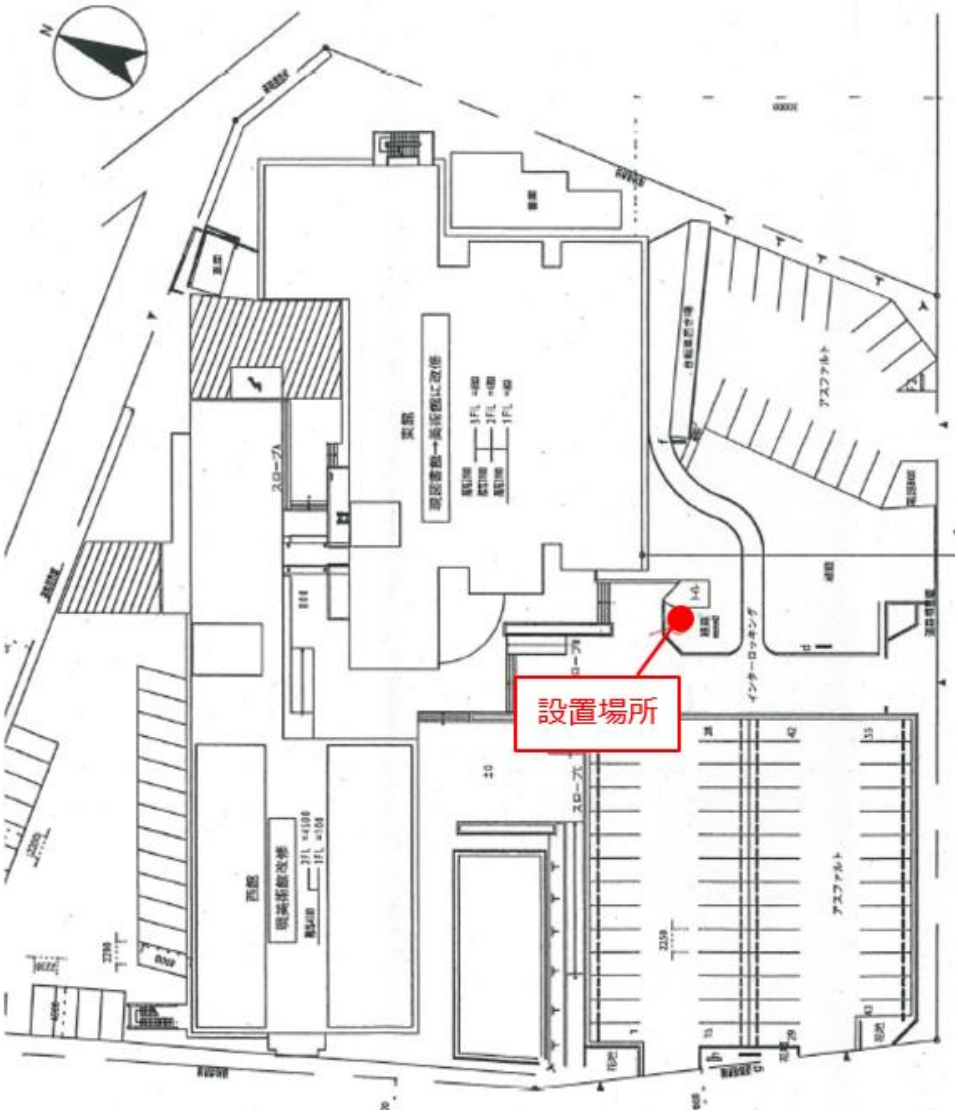

物件番号 7

施設名	廃棄物再生利用施設		
施設内設置場所	リサイクルプラザ棟玄関前 （屋外）		
所在地	高隆寺町阿世保 5		
所管課・連絡先	清掃施設課 連絡先:0564-27-7153 担当:宇佐美 尚子		
自動販売機のタイプ	飲料(缶・PET ボトル) 台数:1 台		
最低使用料(年額)	67,680 円(税込)		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日		
売上実績	令和4年度_(4 月～3 月)	令和5年度_(4 月～3 月)	令和6年度_(4 月～12 月)
(本 or 杯 or 個)	2072	1501	設置なし
その他条件、特記事項等 ・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。			

●設置場所図面

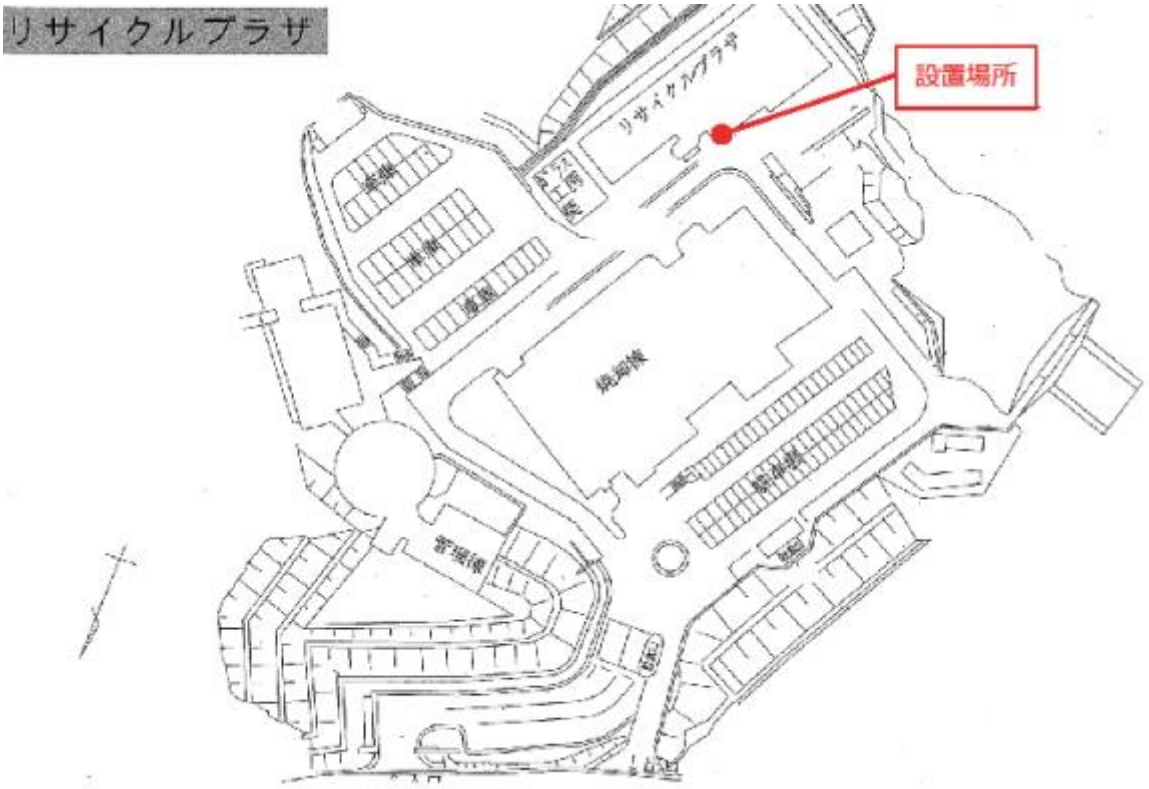

物件番号 8

施設名	東海道藤川宿 駐車場		
施設内設置場所	トイレ西側 （屋外）		
所在地	市場町東町 24		
所管課・連絡先	まちづくり推進課 連絡先：0564-23-7240 担当：粂 直宏		
自動販売機のタイプ	飲料（缶・PET ボトル） 台数：1 台		
最低使用料（年額）	67,680 円（税込）		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日		
売上実績 （本 or 杯 or 個）	令和4年度（4 月～3 月） 2573	令和5年度（4 月～3 月） 2206	令和6年度（4 月～12 月） 1711
その他条件、特記事項等 ・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。 ・自動販売機前面及び両側面全体に岡崎市が指定するラッピングを施してください。 ・電子マネーに対応した機種を選定してください。 ・ごみが溢れないように対策を講じてください。			

●設置場所図面

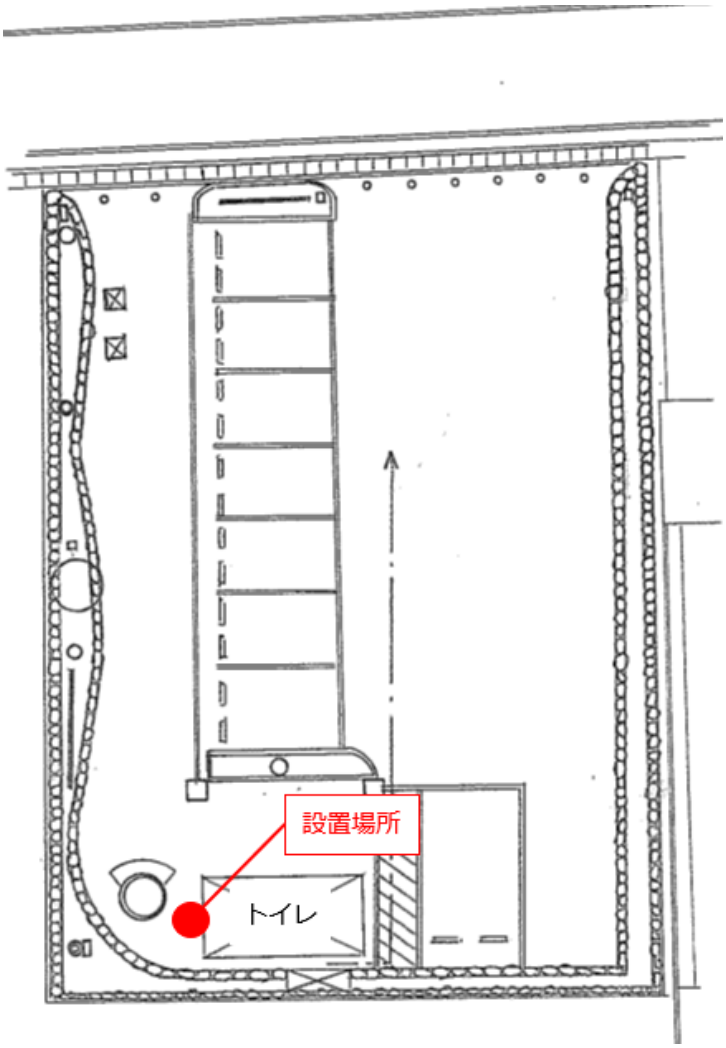

物件番号　9

施設名	東公園		
施設内設置場所	動物園（屋外）		
所在地	欠町大山田1		
所管課･連絡先	公園緑地課　連絡先:0564-23-7406　担当:豊田　将大		
自動販売機のタイプ	飲料(缶･PET ボトル)　台数:2 台		
最低使用料(年額)	135,360 円(税込)		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日　～　令和 9 年 3 月 31 日		
売上実績 (本 or 杯 or 個)	令和4年度_(4 月～3 月)	令和5年度_(4 月～3 月)	令和6年度_(4 月～12 月)
	10408	10246	8163
その他条件、特記事項等 ･光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。 ･見積書には2台分の合計金額を記載してください。 ･2台の自動販売機前面及び1台の片側側面全体にラッピングを実施してください。(詳細は市と協議するものとし、デザインは市から提供します。) ･年度終了時に月別販売個数を報告してください。			

●設置場所図面

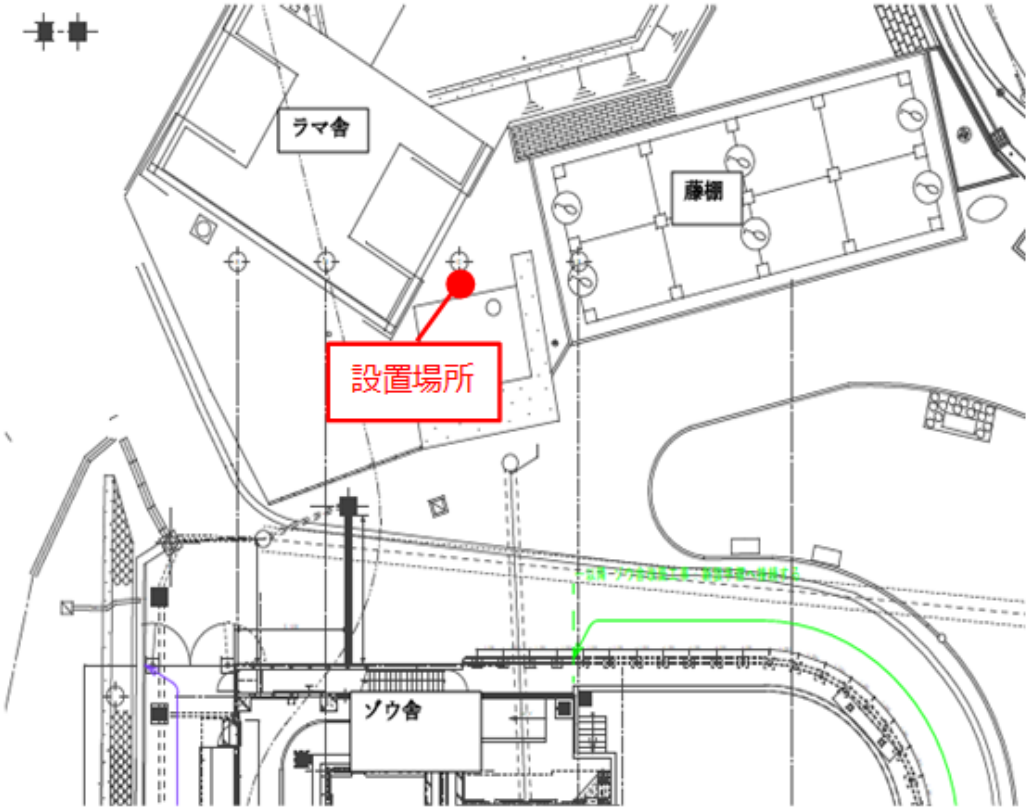

物件番号 10

施設名	東公園		
施設内設置場所	動物園（屋外）		
所在地	欠町大山田1		
所管課・連絡先	公園緑地課　連絡先:0564-23-7406　担当:豊田　将大		
自動販売機のタイプ	アイスクリーム　台数:1 台		
最低使用料（年額）	67,680 円（税込）		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日　～　令和 9 年 3 月 31 日		
売上実績 （本 or 杯 or 個）	令和4年度（4 月～3 月）	令和5年度（4 月～3 月）	令和6年度（4 月～12 月）
	8086	7219	6055
その他条件、特記事項等 ・設置事業者が電力会社と直接電力契約を締結し、その電気使用料は別途設置事業者において負担するものとします。 ・年度終了時に月別販売個数を報告してください。			

●設置場所図面

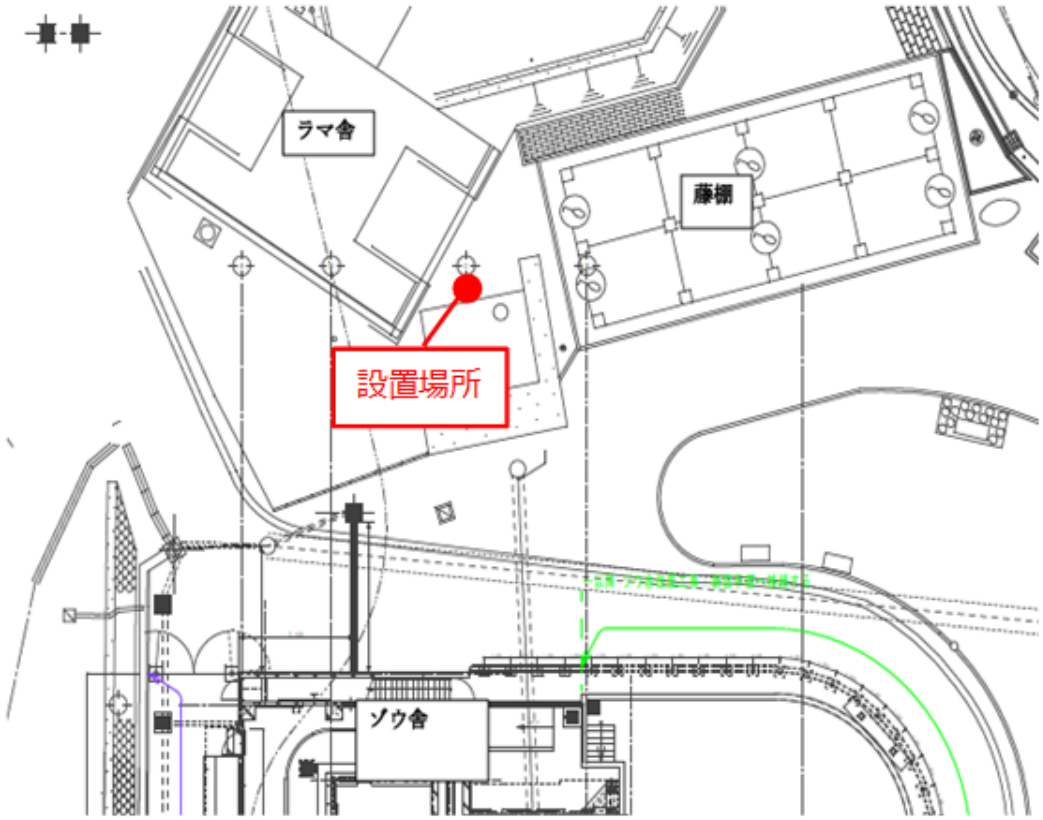

物件番号　11

施設名	東公園		
施設内設置場所	あにも前遊具広場 （屋外）		
所在地	欠町大山田1		
所管課・連絡先	公園緑地課　連絡先：0564-23-7406　担当：豊田　将大		
自動販売機のタイプ	飲料（缶・PET ボトル）　台数：2 台		
最低使用料（年額）	135,360 円（税込）		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日　～　令和 9 年 3 月 31 日		
売上実績 （本 or 杯 or 個）	令和4年度（4 月～3 月）	令和5年度（4 月～3 月）	令和6年度（4 月～12 月）
	34226	19633	14625
その他条件、特記事項等 ・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。 ・見積書には2台分の合計金額を記載してください。 ・1台は幼児が多いという東公園の特性を踏まえた商品構成とします。 ・2台とも自動販売機前面及び片側側面全体にラッピングを施してください。（うち1台は幼児向けの親しみやすいデザインとします。詳細は市と協議するものとし、デザインは市から提供します。） ・年度終了時に月別販売個数を報告してください。			

●設置場所図面

物件番号 12

施設名	土井住宅		
施設内設置場所	集会所北側 （屋外）		
所在地	土井町字南道場田1番地		
所管課・連絡先	住宅計画課 連絡先:0564-23-6322 担当:柴田 里美		
自動販売機のタイプ	飲料(缶・PET ボトル) 台数:1 台		
最低使用料(年額)	8,760 円(税込)		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日		
売上実績	令和4年度_(4 月～3 月)	令和5年度_(4 月～3 月)	令和6年度_(4 月～12 月)
(本 or 杯 or 個)	2095	1994	1298

その他条件、特記事項等

・自動販売機は省エネタイプとし、年間消費電力量が 600Kwh 以下のものとしてください。

・使用料のほかに別途、電気代の費用弁償として、年額 24,000 円を自治会等へ直接支払うものとします。但し電気料金の急激な変動があった場合は翌年度以降の金額について協議させて頂く場合があります。毎年度5月末日までに年額の一括前支払いを原則としますが、自治会等の合意があれば変更できます。

(補足)自動販売機の電気代は、市営住宅の自治会等が共用部の電気契約に上乗せして電力会社に支払いますので、自動販売機設置事業者は自治会等に上記金額を費用弁償相当額としてお支払いください。

●設置場所図面

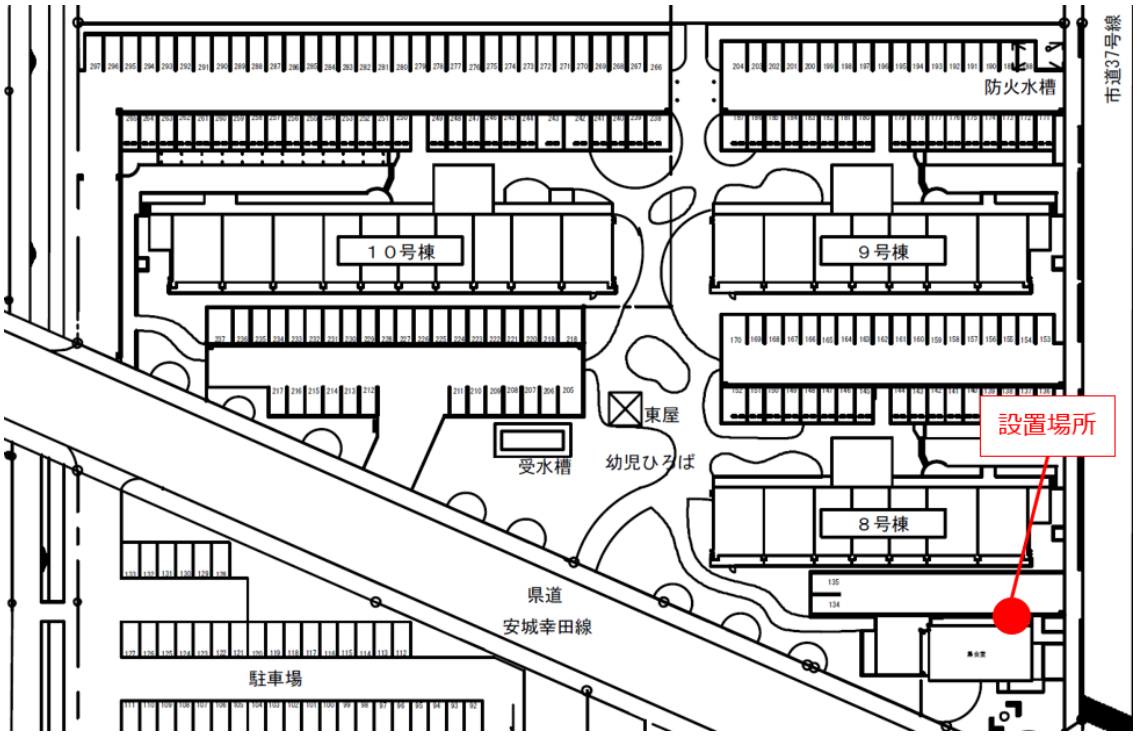

物件番号 13

施設名	市立看護専門学校		
施設内設置場所	1階廊下（屋内）		
所在地	伊賀町字西郷中 104 番地		
所管課・連絡先	市立看護専門学校　連絡先：0564-23-2951　担当：倉橋　丈志		
自動販売機のタイプ	飲料（缶・PET ボトル）　台数：1 台		
最低使用料（年額）	67,680 円（税込）		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日　～　令和 10 年 3 月 31 日		
売上実績 （本 or 杯 or 個）	令和4年度（4 月～3 月）	令和5年度（4 月～3 月）	令和6年度（4 月～12 月）
	2264	2496	1888
その他条件、特記事項等 ・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。			

●設置場所図面

物件番号 14

施設名	中消防署花園出張所		
施設内設置場所	1階廊下（屋内）		
所在地	仁木町字川越 254 番地		
所管課・連絡先	消防本部総務課 連絡先：0564-21-9836 担当：鈴木 淳		
自動販売機のタイプ	飲料（缶・PET ボトル） 台数：1 台		
最低使用料（年額）	67,680 円（税込）		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日		
売上実績 （本 or 杯 or 個）	令和4年度（4 月～3 月） 1313	令和5年度（4 月～3 月） 1160	令和6年度（4 月～12 月） 518
その他条件、特記事項等 ・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。			

●設置場所図面

物件番号 15

施設名	東消防署形埜出張所		
施設内設置場所	1階食堂（屋内）		
所在地	鍛埜町字中切 22 番地6		
所管課・連絡先	消防本部総務課 連絡先：0564-21-9836 担当：鈴木 淳		
自動販売機のタイプ	飲料（缶・PET ボトル） 台数：1 台		
最低使用料（年額）	67,680 円（税込）		
使用期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日		
売上実績 （本 or 杯 or 個）	令和4年度（4 月～3 月）	令和5年度（4 月～3 月）	令和6年度（4 月～12 月）
	1626	1746	1060
その他条件、特記事項等 ・光熱水費は使用料に含むものとし、別途徴収は行いません。			

●設置場所図面

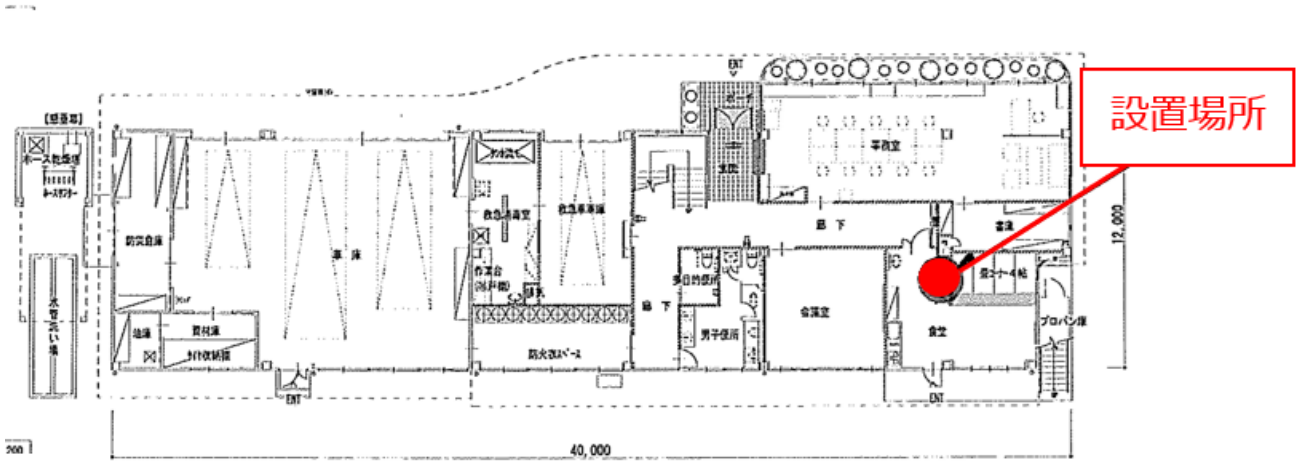

【参考】関係法令等抜粋

地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号)

(行政財産の管理及び処分)
第二百三十八条の四
7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

岡崎市税外収入の延滞金に関する条例(昭和 45 年 3 月 30 日 条例第 10 号)

(延滞金の徴収)
第 3 条 市長又は水道事業及び下水道事業管理者は、税外収入について、法第 231 条の 3 第 1 項の規定により督促状を発した場合においては、延滞金を徴収するものとする。

(延滞金の額)
第 4 条 税外収入に係る延滞金の額は、当該税外収入の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
2 前項の規定により計算した延滞金の額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

都市公園法(昭和 31 年 4 月 20 日 法律第 79 号)

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)
第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(都市公園の占用の許可)
第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。
2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

(公園施設の設置又は管理の許可の申請書の記載事項)

第 8 条 法第 5 条第 1 項の規定により公園施設を設けようとする場合において、市長に提出する申請書に記載する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 設置の目的

(2) 設置の期間

(3) 設置の場所

(4) 公園施設の構造

(5) 公園施設の外観

(6) 公園施設の管理の方法

(7) 工事の実施方法

(8) 工事の着手及び完了の時期

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 法第 5 条第 1 項の規定により許可を受けた事項を変更しようとする場合において、市長に提出する申請書に記載する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 変更する事項

(2) 変更する理由

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(使用料の納付)

第 10 条 法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者(以下「使用者」という。)は、都市公園使用料(以下「使用料」という。)を納めなければならない。

3 公園施設を設ける場合及び都市公園を占用する場合で、その許可を受けた期間が 1 月に満たないとき、又は駐車場その他の施設を占用するときの基本使用料の額は、前項の規定により計算した額に 100 分の 110 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(使用料の徴収方法)

第 11 条 使用料の徴収方法は、規則で定めるところによる。

(使用料の不還付)

第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が自己の責めに帰することができない理由によつて都市公園における第 3 条第 1 項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は有料公園施設の利用ができなくなつた場合その他正当の理由があると市長が認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（届出）

第 15 条　次の各号のいずれかに該当する場合において、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（1）　法第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

（2）　前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

（3）　第 1 号に掲げる者が、法第 10 条第 1 項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

（4）　法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

（5）　都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

岡崎市都市公園管理規則(昭和 37 年 4 月 1 日　規則第 11 号)

（公園施設の設置又は管理の許可申請）

第 9 条　条例第 8 条第 1 項の申請書は、公園施設を設け、若しくは管理し、又は許可を受けた事項を変更しようとする日の前 20 日までに市長に提出しなければならない。ただし、都市公園の管理上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

2　前項の申請書は、正副 2 通を提出しなければならない。

（都市公園の占用の許可申請）

第 10 条　前条の規定は、都市公園法第 6 条第 2 項の申請書の提出について準用する。

（使用料の徴収）

第 13 条　使用料は、次に掲げる場合を除き、前納しなければならない。

（1）　条例別表第 2 の岡崎公園駐車場の普通利用の規定の適用を受ける場合(第 7 条の 2 第 1 項本文に規定する場合を除く。)

（2）　市長又は指定管理者が後納させることを適当と認めた場合

【問合せ･郵送先】
〒444－8601　岡崎市十王町二丁目9番地
財務部行政経営課行政改革係
TEL(0564)23－6502　FAX(0564)23－6548
岡崎市ホームページ　http://www.city.okazaki.lg.jp/
Eメール　gyosei@city.okazaki.lg.jp